

# 山梨県富士北麓公園における感染拡大予防ガイドライン

富士北麓公園体育館

## 1 3密の回避

### (1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ 利用にあたっては、一人当たりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設は常時稼働し、換気設備により必要換気量が確保できない以下の施設は、すべての窓を常時開放して必要換気量を確保する。
  - ・ 更衣室
  - ・ 会議室
  - ・ トレーニング室
  - ・ 幼児体育室

### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 入場者の制限（体育施設については、床面積等に対し一人当たり 16 m<sup>2</sup>、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり 3 m<sup>2</sup>とし利用人数を制限する。）などにより混雑度を管理する。
- ② 滞在時間の制限（1回の利用時間は2時間以内とする。）や原則予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。

### (3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低1m（マスク着用ない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ② 受付窓口には、透明ビニールカーテンで遮断する。
- ③ マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ④ 金銭の受け渡しは、トレーを使用する。

## 2 その他の感染防止対策

### (1) マスクの着用

- ・ マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ② 入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ③ 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

(3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。  
なお、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ② 利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけを行うとともに、原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらう。なお、事前に検温を行っていない場合はその場で検温を行う。
- ③ 個人利用者については、受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入してもらう。団体については、代表者の連絡先を記入してもらう。
- ④ 体調不良の場合は、利用をお断りする。

(4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清掃委託業者が清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 男子小便トイレは、最低1m（マスク着用ない場合は2m）の距離を確保するため、一部を使用禁止とする。
- ④ 各トイレに石鹸を設置する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

- ・ 休憩スペースは閉鎖とする。

(6) 喫煙スペースの使用制限

- ・ 施設内は全館禁煙。

## (7) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。

〈競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等〉

- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。  
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

## (8) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

- ・ 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対しては、利用制限を行う。  
なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。

## (9) チェックリストの作成・確認

- ・ 感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う、チェックリストは週に一度、県へ提出する。

# 3 施設ごとの注意点等

## (1) 体育館共通

- ① 利用者以外の（保護者、観覧者など）の入館を禁止する。送迎の保護者はエントランスまでとする。
- ② 開放時間について
  - ・ 午前9時から午後9時までとする。
- ③ 利用時間について
  - ・ 1回の利用時間は2時間以内とする。
- ④ 利用人数について
  - ・ 各施設において利用制限を設ける。
- ⑤ 利用制限について
  - ・ エレベータは使用させない。
  - ・ スリッパは使用禁止とする。

(2) メインアリーナ (面積 1,794 m<sup>2</sup> 39m×46m)

① 利用人数について

- ・60,000 m<sup>3</sup>/h の換気量があるため、1,000 人まで利用可能だが、同時時間帯での最大利用人数は 100 人とする。
- ・1/2 面同時時間帯での最大利用人数は 50 人とする。

② 利用について

- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。

③ 利用終了後は、使用器具類の消毒を利用者が都度行い、職員は消毒されていることを確認する。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員又は清掃委託業者が消毒を行う。

④ 大会等の開催にあたっては、本ガイドラインによる収容定員の半分以下の参加人数とし、主催者に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じた大会等のみ利用を許可する。

(3) サブアリーナ (面積 540 m<sup>2</sup> 30m×18m)

① 利用人数について

- ・10,000 m<sup>3</sup>/h の換気量があるため、166 人まで利用可能だが、同時時間帯での最大利用人数は 30 人とする。
- ・1/2 面同時時間帯での最大利用人数は 15 人とする。

② 利用について

- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。

③ 利用終了後は、使用器具類の消毒を利用者が都度行い、職員は消毒されていることを確認する。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員又は清掃委託業者が消毒を行う。

④ 大会等の開催にあたっては、本ガイドラインによる収容定員の半分以下の参加人数とし、主催者に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じた大会等のみ利用を許可する。

(4) 会議室（面積 180 m<sup>2</sup> 18m×10m）

① 利用人数について

- ・ 同時間帯での最大利用人数は 25 人とする。
- ・ 会議での利用は、机 1 脚に対して 1 人の利用とする。

② その他の利用について

- ・ ダンスなどの運動を伴う利用も可能とする。会議室 1/3（60 m<sup>2</sup>）での利用で 3 人までとする。
- ・ ダンスなどの運動を伴う利用の場合、マスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。

③ 利用終了後は、使用した長机、いすの消毒を職員又は清掃委託業者が行う。

(5) トレーニング室（面積 182.5 m<sup>2</sup> 15.6m×11.7m）

① 利用人数について

- ・ 同時間帯での最大利用人数は 11 人とする。

② 利用について

- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。
- ・ マシンは一部を使用禁止とし、2 台間隔での利用とする。
- ・ 器具等を拭くタオルは、使い捨てのキッチンペーパーとし、ごみ箱を設置する。

③ 使用した器具等の消毒を利用者が都度行う。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員が消毒を行う。

(6) 体育室（面積 77 m<sup>2</sup> 7m×11m）

① 利用人数について

- ・ 同時間帯での最大利用人数は 4 人とする。

② 利用について

- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。

③ 使用したマットの消毒を利用者が都度行う。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員が消毒を行う。

(7) 更衣室の利用について（面積 16.9 m<sup>2</sup>）

【男子更衣室：4 段 10 列・女子更衣室 4 段 14 列】

① 利用人数について

- ・同時時間帯での最大利用人数は男子更衣室 5 人、女子更衣室 7 人とする。

② 利用について

- ・利用者同士の距離を確保するため、一つ置きで使用するよう、一部を使用禁止とする。
- ・シャワー室は、3 室をのうち 2 室のみの利用とする。